

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第九号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 平成二十六年の官民較差等に基づく報酬月額の改定

一般の政府職員の給与改定（民間の給与水準に合わせた俸給表の水準の引上げ）に伴い、行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の俸給に準じて定められる裁判官の報酬月額を引き上げる。

二 政府職員の給与制度の総合的見直しに伴う改定

一般の政府職員の給与制度の総合的見直し（地域の民間給与水準を踏まえた俸給表の水準の引下げと地域手当の支給割合の見直し等）に伴い、平成二十七年以降の裁判官の報酬月額を引き下げる。

三 施行期日等

一は公布の日から施行し、一による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は平成二十六年四月一日から適用する。二は、平成二十七年四月一日から施行する。

